



軽自動車税の税率が変わります

平成 26 年度地方税法の改正を受け、岩見沢市税条例の一部を改正し、軽自動車税の税率を次の表のとおり変更します。

●原動機付自転車、2 輪の軽自動車、2 輪の小型自動車、雪上走行車、小型特殊自動車

車種区分		税率(年額)	
		平成 26 年度 まで	平成 27 年度 以降
原動機付 自転車	50 cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc 超 90 cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc 超 125 cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
2 輪の軽自動車(125 cc 超 250 cc 以下)		2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車(250 cc 超)		4,000 円	6,000 円
もっぱら雪上を走行するもの		2,400 円	3,000 円
小型特殊 自動車	農耕作業用(トラクター、コンバイン等)	1,600 円	2,000 円
	その他(フォークリフト、ショベルローダ等)	4,700 円	5,800 円

●4 輪車など

車種区分 (軽自動車)	税率(年額)		
	登録年月日		(注) 登録後 13 年超
	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 4 月 1 日以降	
3 輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
4 輪 乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
	営業用	5,500 円	6,900 円
4 輪 貨物	自家用	4,000 円	5,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円

(注)平成 28 年度以降、新規登録して初めて車両番号の指定を受けた月から 13 年を経過した車両に適用します。

廃車の手続きも忘れると
1 年分課税されまあよ



軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在、所有(登録)している車両などに 1 年分の税金がかかります。4 月 2 日以降に廃車や名義を変更しても、月割りにはならず、1 年分を納めることになります。

盗難や廃車などで、車両が手元になくても、廃車の届け出がないと税金がかかります。

廃車手続きが終わっていない人や、自宅に処分する予定の原動機付自転車などがありましたら、3 月末までに手続きをしましょう。

車種	手続き場所
原動機付自転車 (125 cc 以下) 小型特殊自動車	市税務課税務管理グループ 北村支所市民課市民係 ☎ 56 局 2001 栗沢支所市民課市民係 ☎ 45 局 2411
2 輪の軽自動車 (125 cc 超 250 cc 以下)	札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川 5 条 20 丁目 1 - 20) ☎ (011) 768 局 3955
3・4 輪軽自動車	軽自動車検査協会札幌主管事務所 (札幌市北区新川 5 条 20 丁目 1 - 21) ☎ 050 - 3816 - 1763
2 輪の小型自動車 (250 cc 超)	札幌運輸支局 (札幌市東区北 28 条東 1 丁目) ☎ 050 - 5540 - 2001

問合せ先 市税務課税務管理グループ

2 月 2 日(月)まで

固定資産(償却資産)の申告を

平成 27 年 1 月 1 日現在、市内で工場、商店、アパート等を経営している法人や個人事業主で、事業用償却資産を所有している方は、償却資産の申告が必要です。

なお、申告書様式が届いていない場合は、お手数ですが、ご連絡ください。

申告・問合せ先 市税務課資産税グループ